

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年5月26日

【事業年度】 第106期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

【会社名】 タキヒヨ-株式会社

【英訳名】 Takihyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 滝 一 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【縦覧に供する場所】 タキヒヨ-株式会社東京支店
(東京都港区新橋一丁目7番1号)

タキヒヨ-株式会社大阪支店
(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (百万円)	74,547	79,370	77,656	84,351	77,952
経常利益 (百万円)	2,875	2,010	2,402	2,280	1,089
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,444	1,152	1,060	1,362	676
包括利益 (百万円)	3,278	478	4,287	3,973	2,758
純資産額 (百万円)	31,606	31,744	35,660	31,344	33,758
総資産額 (百万円)	53,311	53,193	61,041	57,030	52,294
1株当たり純資産額 (円)	675.81	677.68	761.52	668.26	719.11
1株当たり当期純利益 (円)	30.81	24.73	22.75	29.24	14.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	30.57	24.52	22.52	28.89	14.33
自己資本比率 (%)	59.0	59.4	58.1	54.6	64.1
自己資本利益率 (%)	4.8	3.7	3.2	4.1	2.1
株価収益率 (倍)	14.2	16.4	19.7	15.1	31.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,554	837	3,507	1,420	2,137
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	579	446	1,986	550	941
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,540	123	1,324	660	932
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,018	2,800	3,035	3,217	3,447
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	939 〔430〕	958 〔467〕	917 〔427〕	899 〔490〕	911 〔452〕

(注)1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (百万円)	68,390	72,726	71,246	78,488	72,011
経常利益 (百万円)	2,483	1,774	2,276	1,936	777
当期純利益 (百万円)	1,275	1,036	651	1,070	502
資本金 (百万円)	3,622	3,622	3,622	3,622	3,622
発行済株式総数 (株)	48,000,000	48,000,000	48,000,000	48,000,000	48,000,000
純資産額 (百万円)	29,025	28,894	32,264	27,807	29,979
総資産額 (百万円)	49,367	49,831	57,292	53,557	48,649
1株当たり純資産額 (円)	620.37	616.57	688.66	592.35	638.08
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)
1株当たり当期純利益 (円)	27.20	22.24	13.98	22.97	10.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	26.99	22.05	13.84	22.69	10.65
自己資本比率 (%)	58.5	57.7	56.0	51.5	61.2
自己資本利益率 (%)	4.6	3.6	2.1	3.6	1.8
株価収益率 (倍)	16.1	18.3	32.1	19.2	42.7
配当性向 (%)	29.4	36.0	57.2	34.8	74.2
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	613 〔123〕	627 〔113〕	635 〔111〕	652 〔117〕	674 〔66〕

(注) 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。

2 【沿革】

年月	概要
宝暦元年5月 (1751年)	古知野(現愛知県江南市)において京呉服・絹織物の卸商を創業
大正元年11月	名古屋にて各種織物の売買を目的として(株)滝兵商店を設立
昭和18年7月	瀧兵(株)に商号変更
昭和23年3月	東京都中央区に東京出張所を開設(昭和33年8月支店に昇格)
昭和31年1月	婦人服製造を目的として瀧兵被服工業(株)を設立(昭和42年12月タキヒヨー被服(株)に商号変更)
昭和31年6月	大阪市東区に大阪支店を開設(平成26年3月現在地大阪市中央区北久宝寺町へ移転)
昭和42年3月	物流業務を目的として関連会社、(株)中部流通センターを設立
昭和42年12月	タキヒヨー(株)に商号を変更
昭和47年4月	ニューヨーク駐在事務所を開設
昭和47年11月	ソウル駐在事務所を開設
昭和49年4月	子供洋品・ベビー服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー北陸センターを設立
昭和60年3月	物流業務を目的として子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターを設立
昭和62年2月	婦人服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターを設立
昭和63年10月	香港に現地法人、子会社、瀧兵香港有限公司を設立
平成3年3月	物流業務を目的として子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを設立
平成3年8月	ニューヨーク駐在事務所を閉鎖し、ニューヨーク支店を開設
平成6年7月	名古屋証券取引所市場第二部上場
平成7年12月	イタリア(ミラノ)に現地法人、子会社、TAKIHYO ITALIA S.P.A.を設立(平成19年6月TAKIHYO ITALIA S.R.L.に会社形態及び商号変更、平成20年10月清算結了)
平成9年3月	子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターと(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ(存続会社)を合併
平成9年12月	子会社、ティー・エフ・シー(株)を設立
平成10年3月	子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターは、タキヒヨー被服(株)、(株)タキヒヨー北陸センター、タキヒヨーリース(株)及び(株)ユニス(いずれも当社の子会社)を合併、商号をティー・ティー・シー(株)(子会社)に変更、縫製事業部門をティー・エフ・シー(株)(子会社)に営業譲渡
平成14年3月	東京証券取引所市場第二部上場
平成17年2月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部銘柄に指定
平成20年2月	中国に現地法人、子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司を設立
平成20年3月	子会社、ティー・エフ・シー(株)(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨーテクニークを合併
平成20年7月	ミラノ駐在事務所を開設
平成21年7月	子会社、(株)中部流通センター(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを合併、商号を(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザに変更
平成22年9月	ソウル駐在事務所を閉鎖し、現地法人タキヒヨー韓国株式会社を設立
平成24年2月	(株)マックスアンドグローイングの全株式取得及び第三者割当増資の引受けにより連結子会社化
平成24年3月	ミラノ駐在事務所を閉鎖し、ミラノ支店を開設
平成25年7月	子会社、瀧兵香港有限公司がベトナムにホーチミン駐在員事務所を開設
平成26年12月	子会社、(株)マックスアンドグローイングを吸収合併
平成27年7月	子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司が中国大連市に大連分公司を開設

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社7社で構成されており、その主な事業内容はアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売であり、その他に、不動産賃貸事業、合成樹脂・化成品販売等の事業活動を展開しています。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

アパレル・テキスタイル関連事業 …… 当社はレディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売を主要業務としております。

海外の連結子会社3社（タキヒヨー（上海）貿易有限公司、瀧兵香港有限公司、タキヒヨー韓国株式会社）は、現地における当社向け商品の生産管理、納期管理、品質管理及び本社への輸出業務のサポートを主体に業務を行っております。

国内の連結子会社のうちティー・エフ・シー株式会社は、パターン・サンプルの製造、カットソーを主体とする縫製、ユニフォームの企画・販売を行っております。

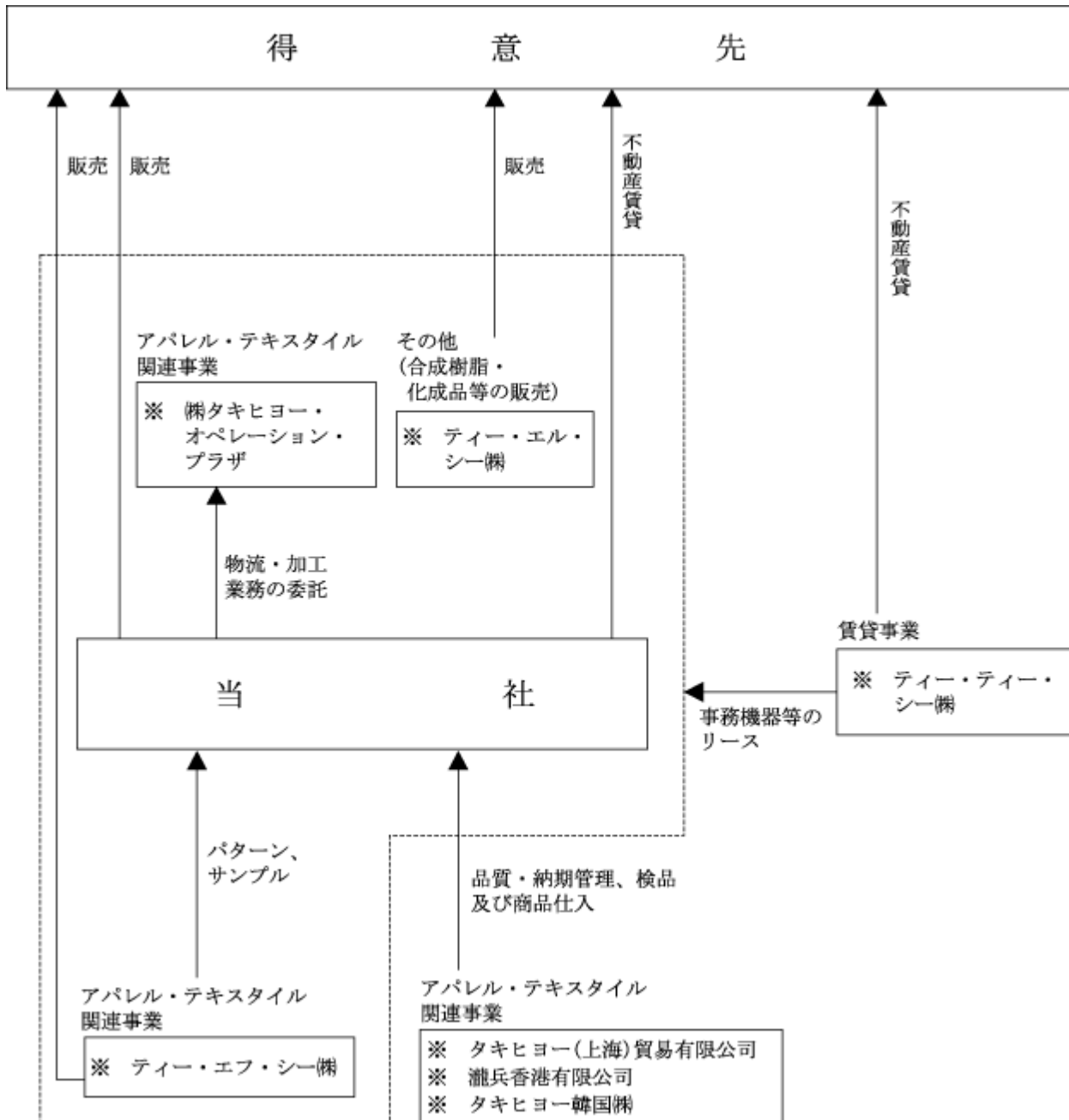
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザは、主に海外で生産された商品をお客さまの店舗毎に仕分け、梱包し、出荷するデリバリー関連業務を担っております。

賃貸事業 ……………… 当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っております。ティー・ティー・シー株式会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っております。

その他 ……………… ティー・エル・シー株式会社は合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

ティー・ティー・シー株式会社は、フランチャイジーとして「コメダ珈琲店」の運営をしております。

以上のグループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) は連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ティー・ティー・シー(株)	名古屋市 西区	287	賃貸事業 その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から事務機器等を賃借する。 役員の兼任等...有
ティー・エル・シー(株)	名古屋市 中区	200	その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から付属品を購入する。 役員の兼任等...有
瀧兵香港有限公司	中国 香港特別 行政区	10 百万HK\$	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
ティー・エフ・シー(株)	名古屋市 中村区	50	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	同社からパターン、サンプルを購 入する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー(上海)貿易 有限公司	中国 上海市	3 百万元	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
(株)タキヒヨー・オペレー ション・プラザ	愛知県 犬山市	40	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	当社商品の発送、入出荷管理を委 託する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー韓国(株)	韓国 ソウル特別市	350 百万KRW	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記子会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 上記子会社は特定子会社ではありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	877 [340]
賃貸事業	1 [-]
その他	33 [112]
合計	911 [452]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 3. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
674 [66]	38.6	12.3	4,747,134

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	674 [66]
賃貸事業	- [-]
合計	674 [66]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を含んでおりません。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社には、タキヒヨー労働組合が組織(平成29年2月28日現在、組合員数206人)されており、U A ゼンセンに属しております。

また、ティー・エル・シー(株)及び(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザには、ティー・エル・シー労働組合及びタキヒヨー・オペレーション・プラザ労働組合がそれぞれ組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、実質GDPの約6割を占める個人消費について、実質家計消費支出が1年間を通じて前年を下回り、中でも衣料品に対する支出は、不振の状況が続いております。

こうした状況のもと当社グループでは、第一に成長性の高い専門店などの新規開拓と取引深耕による売上シェアの拡大、第二に丁寧かつクリエイティブな仕事を効率よく進める基盤としての基幹システム全面更改、第三にASEAN諸国等での生産比率向上による生産コスト低減、第四に海外マーケットの開拓、第五に「BERARDI」ブランドの展開休止など事業の選択と集中に取り組んでまいりました。

以上の取り組みの結果「販売費及び一般管理費」については、743百万円（前期比5.3%減）の削減を図ることができました。また年始に基幹システムの全面更改を完了させ、安定稼動を見極める段階に至っております。

しかしながら、主力事業であるレディスアパレルの卸売について、秋冬シーズン以降、カットソー・ボトムス・ニットなど、当社が特に強みとしていた分野のアイテムで売上高を減少させることとなりました。

衣料品市場が全体的に成熟化する中においても、大手専門店チェーン、大手SPA（企画製造型小売）や世界規模の外資系ファストファッションは存在感を高めつつあります。

一方で当社は、繊維専門商社として数多くのお得意先に対するOEM（得意先ブランドの製造受託）・ODM（企画段階からの製造受託）を強みとしてまいりましたが、トレンド追随型の企画を繰り返す中で企画の新鮮味が薄れ、消費者の皆さまに対し、当社商品独自の個性や特徴を十分に訴求できなかったことが原因であったと考えております。

この結果、当連結会計年度の売上高は77,952百万円（前期比7.6%減）にとどまるとともに、売上総利益率の低下により、営業利益は1,101百万円（前期比56.2%減）、経常利益は1,089百万円（前期比52.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は676百万円（前期比50.3%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

アパレル・テキスタイル関連事業

ベビーアパレルが前年対比で堅調に推移したものの、レディスアパレルやテキスタイル関連事業が軟調に推移した結果、売上高は72,377百万円（前期比8.3%減）となりました。

賃貸事業

概ね前年並みに推移した結果、売上高は823百万円（前期比2.0%増）となりました。

その他

化成品事業が堅調に推移したことなどに伴い、売上高は4,752百万円（前期比3.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)につきましては、前連結会計年度末に比べ229百万円（7.1%）増加の3,447百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動により増加した資金は、2,137百万円（前期は1,420百万円の増加）となりました。これは主に、仕入債務の減少額が3,991百万円となった一方で、税金等調整前当期純利益が1,078百万円、売上債権の減少額が4,096百万円、たな卸資産の減少額が1,619百万円となったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動により減少した資金は、941百万円（前期は550百万円の減少）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入が260百万円となった一方で、投資有価証券の取得による支出が355百万円、無形固定資産の取得による支出が818百万円となったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動により減少した資金は、932百万円（前期は660百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が2,500百万円となった一方で、配当金の支払額が372百万円、長期借入金返済による支出が2,250百万円、短期借入金の減少額が800百万円となったことなどによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	901	4.0
賃貸事業		
その他		
合計	901	4.0

- (注) 1. 金額は製造原価であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	56,408	10.0
賃貸事業		
その他	4,297	+3.8
合計	60,705	9.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	72,377	8.3
賃貸事業	823	+2.0
その他	4,752	+3.8
合計	77,952	7.6

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)しまむら	24,926	29.6	24,925	32.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今年度当社グループが対処すべき課題は、第一にOEM・ODM事業の再構築であります。当社がこれまで強みとしてきたOEM・ODM事業について、消費者の皆さまに個性と特長を訴求できる商品の提供を機軸に据え、素材・デザイン・機能性、そして何よりもファッション性の高い商品の企画・提案に取り組み、マーケットシェアの挽回を図ってまいります。

第二に品質の安定に向けた取り組みの強化であります。消費者の節約志向やカジュアル志向に伴う衣料品の低価格化が続く一方で、価値と品質のバランスに対する意識は高まっていることから、中国を主体とした協力工場とともに、品質基準および取り組み課題を共有し、一段の品質安定化に向け、改めて取り組みを強化してまいります。あわせて、CSR（企業の社会的責任）の観点で踏まえた商品調達について、各国の生産現場における人権や法令の遵守、労働環境に配慮し、本格的な取り組みを開始してまいります。

第三にさらなる効率性の向上に向け、新たな基幹システムの機能をフルに活用し業務の効率化を図るとともに、保有資産の有効活用に取り組んでまいります。

株式会社の支配に関する基本方針の概要

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、お取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記 に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、お取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、従業員、お取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持向上を図ることはできないものと考えております。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ/変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指し、営業部の垣根を越え、全社一丸となった販売体制の確立などに努めております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当事業年度より、社外取締役を2名とし、監督機能の更なる強化を図っております。

監査役会は、独立役員である社外監査役も参加し、各監査役は監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会への出席や重要書類の閲覧等の監査など取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や社内監査室とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部と内部統制整備部を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、社会全体から高い信頼を得るように努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容
（概要は資料1のとおりです。）

(1) 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

(2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

（注2）：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、（注1）の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、

または、

() 特定株主グループが、（注1）の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

（注3）：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながることが重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- ()大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、
 - ()当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。
- 具体的には以下のとおりであります。

意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

情報提供の要求

次に、大規模買付者には当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくために、当社取締役会は、の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- (a)大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- (b)大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
- (c)買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d)当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (e)大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- (f)大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。この場合、情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった事実及びその理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会が、後記(4) 記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしませんが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- (a) 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- (b) 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- (c) 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- (d) 当社取締役会は、本件株主総会にて株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

(4) 大規模買付行為が為された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次の(a)から(e)までに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記の対抗措置をとることがあります。

- (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- (b) 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(e)強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記(a)から(e)に記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限りとするものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

対抗措置発動の手續

対抗措置の発動は上記及びに従い、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)や社外監査役(社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役)の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたしますが、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)や社外監査役(社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役)の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

2 株主及び投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うにあたり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合など、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割当で新株予約権の割当を無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

3 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、平成30年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

4 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることの内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。

本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。

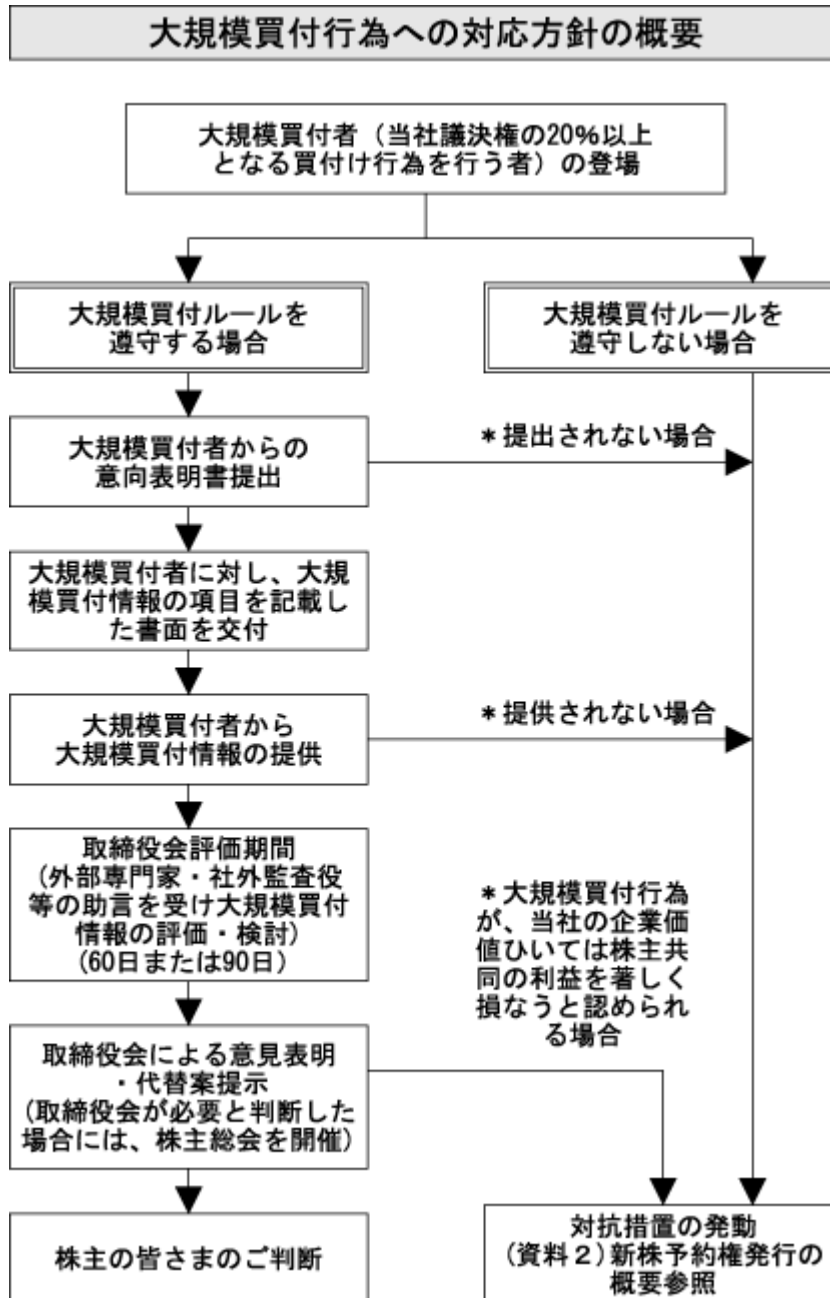
本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。

当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

(資料1)

本対応方針の概要



(資料2)

新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

4 【事業等のリスク】

事業等のリスク情報につきましては、以下の通りであります。

なお、以下に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

消費者の嗜好の変化などに伴うリスク

当社グループが取り扱う衣料品は、ファッショントレンドの変化による影響、景気動向が消費意欲に与える影響、他社との競合による販売価格の抑制などを受けやすい傾向にあります。このような状況下におきまして、当社グループは情報力、分析力の強化による企画精度の向上や生産期間の短縮化を図り、売れ筋商品の開発に努めておりますが、さらなる競合の激化や、予測と異なるトレンドの変化に対して適切な商品政策が実施できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

為替に関するリスク

当社グループは、仕入高に占める海外商品の依存度が高く、主として米ドル決済を行っております。為替リスクヘッジのために四半期ごとに仕入れ予測に基づいた実需の範囲で為替予約を実施しております。しかしながら、予期せぬ為替レートの変動が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

生産地に関するリスク

当社グループは、中国や韓国等のアジア地域における生産の依存度が高くなっております。そのため、予期しない法律または規制の変更、不測の政治体制または経済政策の変化、テロ・戦争・天災・その他要因による国・地域の混乱、重大な影響を及ぼす流行性疾患の蔓延などにより、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

販売先に関するリスク

）売上高依存度

当社グループの販売先上位5社における売上高依存度は約47.1%であります。当社グループは主力販売先との緊密な関係を強化するよう常に心掛けるとともに、新規販路の拡大を重要な営業政策としておりますが、販売先の経営方針の変更等予期せぬ事態により取引の中断や取引の継続に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

）与信面

当社グループにおける主要な販売先は、量販店、専門店、通販、百貨店等の小売業者及び衣料品卸売業者と多岐にわたります。当社グループにおいては、これらの販売先に対して、社内規定等に基づいた与信管理を徹底し、万全な債権の保全に努めておりますが、予期せぬ経営破綻等により貸倒損失の発生や、売上高の減少が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

天候に関するリスク

レディス・アパレルをはじめとした当社グループの主要製品は、シーズン性が強いアパレル製品の割合が高く、冷夏・暖冬等の天候不順によりシーズン商品の販売が予測と大きく異なった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

個人情報に関するリスク

当社グループは、個人情報保護に関して、情報の利用や管理等について社内で安全管理体制を整えておりますが、予期せぬ事由によって外部漏洩が発生し、社会的信用の低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

新規事業に伴うリスク

当社グループは、企業価値を高めていくために、顧客や市場の変化に柔軟に対応した業態開発や、ブランド開発などの事業投資に積極的に取り組んでおります。事業投資については予め十分な調査・研究を行っておりますが、市場環境の変化により、事業活動が計画どおりに進捗しなかった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

品質に関するリスク

当社グループは、商品の品質管理におきまして、厳しい品質基準を設け適切な管理体制のもと対応しておりますが、当社グループまたは仕入先などに原因が存する予期せぬ事由により、商品の製造物責任を問われる事故が発生し、当社グループの企業・ブランドイメージの低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、商品の品質不良発生により主力販売先と取引が継続できない状態が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ライセンス契約に関するリスク

当社グループは様々な企業からライセンス供与を受けておりますが、契約の満了、解除または大幅な条件変更があった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴い、実際の結果と異なる場合があります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度における業績に関する概要につきましては、「1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。

売上高

売上高は、タキヒヨー(株)単独の売上高が6,477百万円減少したため、前連結会計年度に比べ6,398百万円減少の77,952百万円となりました。

売上総利益

売上総利益は、売上高の減少及び売上総利益率の低下により、前連結会計年度に比べ2,155百万円減少の14,408百万円となりました。

営業利益

営業利益は、販売費及び一般管理費が減少したものの、売上総利益の減少により、前連結会計年度に比べ1,412百万円減少の1,101百万円となりました。

経常利益

経常利益は、営業利益の減少により、前連結会計年度に比べ1,191百万円減少の1,089百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減少により、前連結会計年度に比べ685百万円減少の676百万円となりました。

(3)当連結会計年度の財政状態の分析

資産

流動資産は、前連結会計年度末比6,129百万円減少し、22,131百万円となりました。これは主として、受取手形及び売掛金が4,106百万円、商品及び製品が1,637百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末比1,394百万円増加し、30,163百万円となりました。これは主として、無形固定資産が764百万円、投資有価証券が808百万円増加したことなどによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末比4,735百万円減少し、52,294百万円となりました。

負債

負債は、前連結会計年度末比7,150百万円減少し、18,536百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金が3,992百万円、借入金が549百万円、デリバティブ債務が2,261百万円減少したことなどによるものであります。

純資産

純資産は、前連結会計年度末比2,414百万円増加し、33,758百万円となりました。これは主として、利益剰余金が300百万円、その他の包括利益累計額が2,082百万円増加したことなどによるものであります。

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金の財源につきましては、主に営業活動による純現金収入と金融機関からの借入れであります。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、993百万円であります。その主な内訳は、アパレル・テキスタイル関連事業における提出会社の基幹システムの更改によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

平成29年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (名古屋市西区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備	66	0		15	1,290	1,373	539
東京支店 (東京都港区) (注)3	アパレル・ テキスタイル関連事業 賃貸事業	事務所設備 賃貸ビル	341	0	3,675 (0)	5	11	4,034	96
大阪支店 (大阪市中央区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備	33			3	4	41	33
(名古屋市中区)	賃貸事業	賃貸用土地			11,828 (3)			11,828	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は器具備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結会社以外から建物を賃借しております。
3. 連結会社以外へ一部賃貸しております。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借及びリースをしている主要な設備の内容は、下記の通りであります。

所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地面積 (千㎡)	年間賃借料 及びリース料 (百万円)
愛知県犬山市	アパレル・テキスタイル関連事業	物流設備	57	653

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結子会社の㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザが管理運営しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、平成29年4月に固定資産を譲渡いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年5月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	単元株式数は 1,000株であります
計	48,000,000	48,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年新株予約権（平成19年5月23日 取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 27 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 27,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成19年6月23日～ 平成26年6月22日 Bプラン 平成19年6月23日～ 平成39年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
- 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成38年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
- 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
- その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2008年新株予約権(平成20年5月21日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 64 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 64,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成20年6月21日～ 平成27年6月20日 Bプラン 平成20年6月21日～ 平成40年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成39年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2009年新株予約権（平成21年5月20日 取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 53 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 53,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成21年6月20日～ 平成28年6月19日 Bプラン 平成21年6月20日～ 平成41年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成40年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

- 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2010年新株予約権(平成22年5月19日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 47 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 47,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成22年6月19日～ 平成42年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成41年6月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年6月19日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
- 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
 - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2011年新株予約権(平成23年5月18日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 73 (注)1	Bプラン 73 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 73,000	Bプラン 73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成23年6月18日～平成43年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成42年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
- 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
- その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2012年新株予約権(平成24年5月23日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 61 (注)1	Aプラン Bプラン 61 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 61,000	Aプラン Bプラン 61,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成24年6月23日～ 平成31年6月22日 Bプラン 平成24年6月23日～ 平成44年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成43年 6 月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成43年 6 月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2013年新株予約権(平成25年5月22日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Aプラン 3 Bプラン 71 (注)1	Aプラン 3 Bプラン 71 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン 3,000 Bプラン 71,000	Aプラン 3,000 Bプラン 71,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成25年6月22日～ 平成32年6月21日 Bプラン 平成25年6月22日～ 平成45年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成44年6月21日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年6月22日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2014年新株予約権(平成26年5月21日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 73 (注)1	Bプラン 73 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 73,000	Bプラン 73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成26年6月21日～ 平成46年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成45年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
- 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
- その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2015年新株予約権(平成27年5月20日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 69 (注)1	Bプラン 69 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 69,000	Bプラン 69,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成27年6月20日～平成47年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成46年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2016年新株予約権(平成28年5月25日 取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 81 (注) 1	Bプラン 81 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 81,000	Bプラン 81,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成28年6月18日～ 平成48年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成47年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月31日(注)	500	48,000		3,622		4,148

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		31	19	114	64		4,688	4,916	
所有株式数 (単元)		9,641	301	20,246	1,076		16,516	47,780	220,000
所有株式数 の割合(%)		20.18	0.63	42.37	2.25		34.57	100.00	

(注) 1. 自己株式1,361,865株は、「個人その他」に1,361単元、「単元未満株式の状況」に865株含まれておりません。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び920株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社キョクヨーホールディングス	名古屋市天白区御幸山120 1	12,000	25.00
株式会社旭洋興産	名古屋市天白区御幸山120 1	2,103	4.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 7 1	1,291	2.69
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	1,200	2.50
タキヒヨー取引先持株会	名古屋市西区牛島町6 1 タキヒヨー取引先持株会事務局	964	2.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	824	1.72
滝 茂 夫	名古屋市千種区	813	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1 8 11	622	1.30
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 4 1	600	1.25
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄3 33 13	572	1.19
計		20,991	43.73

- (注) 1. 当社は、自己株式1,361千株(2.84%)を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。
2. 平成29年2月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が平成29年2月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,291	2.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	534	1.11
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	76	0.16
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	565	1.18
計		2,466	5.14

なお、平成29年3月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、平成29年3月13日現在で同社の保有する株式等について、保有株券等の2,040千株、株券等保有割合4.25%に減少している旨が記載されております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,361,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,419,000	46,419	
単元未満株式	普通株式 220,000		
発行済株式総数	48,000,000		
総株主の議決権		46,419	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2千株(議決権2個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式920株及び当社保有の自己株式865株がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) タキヒヨー株式会社	名古屋市西区牛島町 6番1号	1,361,000		1,361,000	2.84
計		1,361,000		1,361,000	2.84

(9) 【ストックオプション制度の内容】

2007年新株予約権

当該制度は、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年5月23日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Aプラン 3名 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2008年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年5月21日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Aプラン 3名 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2009年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年5月20日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Aプラン 4名 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年5月19日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年5月18日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成24年5月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Aプラン 5名 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成25年5月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Aプラン 5名 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2014年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成26年5月21日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年5月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2015年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成27年5月20日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成28年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年新株予約権

当該制度は、平成19年5月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成29年5月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成29年5月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 Bプラン 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	Bプラン 79,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	プラン 平成29年6月17日～平成49年6月16日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成48年6月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成48年6月17日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
- 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
- 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- 新設分割
- 新設分割により設立する株式会社
- 株式交換
- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- 株式移転
- 株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,105	481,370
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストックオプションの権利行使)	46,000	19,274,000		
保有自己株式数	1,361,865		1,361,865	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案して決定する方針を採っております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり8円(うち中間配当金4円)としております。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える商品開発及び将来を展望した事業展開の投資に備えるものといったしたいと考えております。

当社は「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年9月30日 取締役会決議	186	4.00
平成29年5月24日 定時株主総会決議	186	4.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成25年 2 月	平成26年 2 月	平成27年 2 月	平成28年 2 月	平成29年 2 月
最高(円)	477	450	460	512	489
最低(円)	359	395	395	417	409

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年 9 月	10月	11月	12月	平成29年 1 月	2 月
最高(円)	439	442	449	455	480	489
最低(円)	412	421	425	433	456	458

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長 執行役員		滝 茂 夫	昭和26年 8 月18日生	昭和49年 4 月 モビリア㈱入社 昭和59年 4 月 同社営業第一部部長 昭和61年 4 月 当社入社 平成元年 5 月 取締役シャンプール副担当 平成 2 年 9 月 常務取締役アンクライン、ダナ・キャ ラン担当 平成 5 年 3 月 取締役副社長 平成 6 年 5 月 取締役社長 平成23年 3 月 取締役会長 平成28年 5 月 代表取締役会長執行役員(現任)	(注) 4	813
代表取締役 社長 執行役員		滝 一 夫	昭和35年 1 月27日生	平成 2 年 3 月 当社入社 平成15年 3 月 執行役員テキスタイル事業部副事業部 長兼テキスタイル 部長兼企画開発室 長 平成16年 5 月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開 発室長 平成20年 3 月 常務取締役テキスタイル事業部長 平成20年 9 月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テ キスタイル 部長 平成21年 3 月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テ キスタイル企画営業部長 平成22年 3 月 常務取締役営業部門副統轄 平成23年 3 月 取締役社長 平成28年 5 月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 4	563
取締役 専務 執行役員	営業本部長	岡 本 智	昭和32年 8 月16日生	昭和55年 4 月 当社入社 平成12年 3 月 アパレル事業部ベビー・キッズ 部長 平成17年 3 月 執行役員アパレル事業部ベビー・キッ ズ 部長兼ベビー・キッズ 部長 平成20年 3 月 執行役員アパレル事業部婦人服部長 平成20年 5 月 取締役アパレル事業部婦人服部長 平成22年 3 月 取締役第 2 営業部統轄兼婦人服部長 平成23年 3 月 常務取締役第 2 営業部統轄 平成25年 3 月 専務取締役営業本部長 平成28年 5 月 取締役専務執行役員営業本部長(現任)	(注) 4	54

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務 執行役員	スタッフ部門 統轄 兼 経営企画部長	武 藤 篤	昭和31年2月23日生	昭和53年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行企画部部長 平成18年4月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ 部門担当 平成18年5月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 平成19年3月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼 経営企画部長 平成21年3月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担 当兼経営企画部長 平成24年3月 常務取締役スタッフ部門統轄兼経営企 画部長 平成27年3月 専務取締役スタッフ部門統轄兼経営企 画部長 平成28年5月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 兼経営企画部長兼システム部長 平成29年3月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 兼経営企画部長(現任)	(注)4	38
取締役 執行役員	生活関連 事業開発室長	滝 祥 夫	昭和35年1月27日生	平成2年11月 当社入社 平成15年3月 執行役員百貨店事業部副事業部長 平成16年5月 取締役百貨店事業部長 平成18年3月 取締役百貨店事業部長兼AKNYブラ ンド長兼企画室長 平成20年9月 取締役百貨店事業部長兼新規事業開発 担当 平成22年10月 取締役ニューヨーク支店長兼新規事業 開発室長 平成25年3月 取締役兼(株)マックスアンドグローイン グ取締役社長 平成26年12月 取締役スポーツウエア営業部管掌 平成27年3月 取締役生活関連事業開発室長 平成28年5月 取締役執行役員生活関連事業開発室長 (現任)	(注)4	441
取締役 執行役員	テキスタイル 営業部統轄 兼 国際営業部統轄 兼 大阪支店長	池 田 雅 彦	昭和39年10月13日生	昭和62年4月 当社入社 平成19年3月 アパレル事業部婦人 部長 平成25年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 平成25年5月 取締役アパレル営業部婦人 部長 平成27年3月 取締役婦人販売グループ統轄兼大阪支 店長 平成28年5月 取締役執行役員テキスタイル営業部統 轄兼婦人販売グループ販売 部長兼大 阪支店長 平成29年3月 取締役執行役員テキスタイル営業部統 轄兼国際営業部統轄兼大阪支店長(現 任)	(注)4	10
取締役 執行役員	営業副本部長 兼 アパレル第一 営業部統轄	柚木 健太郎	昭和40年1月23日生	昭和62年4月 当社入社 平成20年3月 アパレル事業部婦人 部長 平成25年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 平成27年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 平成28年3月 執行役員営業副本部長兼アパレル営業 部婦人 部長 平成28年5月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレ ル営業部婦人 部長 平成29年3月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレ ル第一営業部統轄(現任)	(注)4	16
取締役		前 川 明	昭和25年5月23日生	昭和48年4月 (株)阪急百貨店(現(株)阪急阪神百貨店) 入社 平成14年4月 同社執行役員副本店長 平成16年4月 同社執行役員MD本部ファッション事 業商品部担当 平成20年4月 同社取締役常務執行役員 平成24年4月 (株)阪急阪神百貨店取締役専務執行役員 平成26年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株) 顧問(平成27年5月退任) 平成27年5月 当社取締役(現任)	(注)4	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		今井 博	昭和27年7月17日生	昭和50年4月 平成12年3月 平成17年5月 平成20年3月 平成24年3月 平成26年3月 平成27年5月 平成27年6月 平成28年5月	(株)オンワード樺山入社(現(株)オンワードホールディングス) 同社執行役員ポールスミス事業本部長 同社取締役常務執行役員事業本部統括 同社執行役員ブランドマーケティング室長 同社執行役員レディス事業本部長 同社顧問 同社顧問退任 (株)マインドウインド入社 同社常務取締役レディス事業部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)4		
常勤監査役		加藤 佳彦	昭和26年8月5日生	昭和49年3月 平成12年3月 平成14年5月	当社入社 総務部長 常勤監査役(現任)	(注)5	104	
常勤監査役		丹羽 卓三	昭和39年10月23日生	平成元年4月 平成24年3月 平成25年3月 平成27年5月	当社入社 経理部長 監査室長 常勤監査役(現任)	(注)5	16	
監査役		鷲野 直久	昭和34年8月25日生	昭和59年4月 昭和63年3月 平成3年10月 平成10年5月 平成10年6月 平成13年1月 平成21年5月	大成建設(株)入社 同社退社 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)名古屋事務所入所 同法人退所 (有)鷲野経営サービス代表取締役(現任) 鷲野公認会計士事務所所長(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	21	
監査役		未安 堅二	昭和19年2月23日生	昭和42年4月 平成6年6月 平成8年6月 平成11月6月 平成14年6月 平成23年1月 平成23年6月 平成24年5月 平成27年6月 平成27年8月	(株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 同行取締役 同行常務取締役 同行専務執行役員 (株)中京銀行代表取締役頭取 同行取締役会長 同行特別顧問 (平成25年6月退任) 当社監査役(現任) 名港海運(株)社外監査役(現任) 学校法人名古屋学院大学理事長(現任)	(注)5	6	
計								2,089

- (注) 1. 取締役 前川明、今井博は社外取締役であります。
2. 監査役 鷲野直久、未安堅二は社外監査役であります。
3. 代表取締役社長執行役員 滝一夫と取締役執行役員 滝祥夫は兄弟であります。
4. 平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(ア) 企業統治の体制の概要

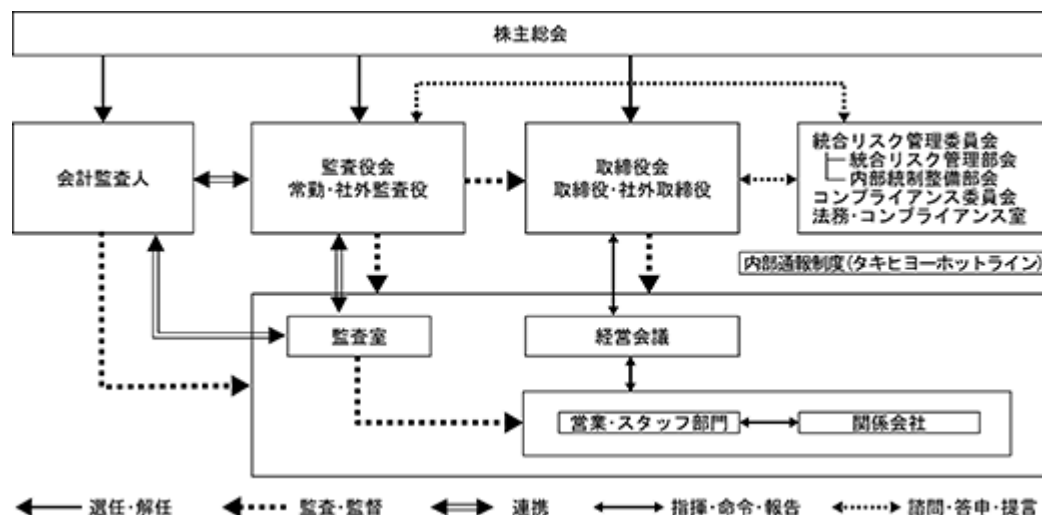
当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。

当社は営業部門とスタッフ部門を設け、各々に営業本部長と部門統轄を配置し、権限委譲を図っております。加えて、執行役員制を導入することで、意思決定及び業務執行の迅速化と取締役会の活性化を図り、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化を図っております。また、営業政策上重要な事項について意思決定の迅速化を図るため、常務執行役員以上によって構成する経営会議を定期的開催いたしております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役会は12回開催され、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査、重要書類の閲覧等の監査を行っており、会計監査人や監査室とも連携して、意見・情報交換を行っております。

上記の企業統治体制のもとで、迅速な意思決定と適切な業務執行が行われており、経営監視体制も十分機能していると考えております。

当社の本報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、下図のとおりです。



(イ) 内部統制システムに関する基本的方針及び整備の状況

〔取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制〕

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行っております。

監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成される監査役会は取締役の職務の執行に対しての監査を行っております。当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役と監査役がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っております。

b 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部会」と「内部統制整備部会」を置いております。

「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締役会へ報告しております。

また、法務・コンプライアンス室を設け、法的リスクの管理を強化しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的開催し、会社の経営戦略の見直しを図っております。

e 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進しております。

監査室は、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保しております。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置しております。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施しております。

g 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

）子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図っております。

）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記) の報告及び監査室の内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告しております。

）子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図っております。

）子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査室は「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査しております。

h 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、従業員の取締役からの独立性、及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合は、監査室の所属員に職務の遂行の補助を委嘱することとしております。委嘱された監査室の所属員は、取締役から独立して、監査役の指示に従うものとし、また、委嘱された監査室の所属員の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得るものとしております。

i 監査役への報告に関する体制

）当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査役に報告し、従業員は、直属上長及び監査室に報告するものとしております。また、監査役が必要と認められた場合、取締役及び監査室は業務内容等について監査役に報告するものとしております。

）子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、子会社の取締役会に出席しております。また監査室は定期的子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査役に監査結果を報告しております。

）監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査室は、監査役と連携して、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監査するものとしております。

j 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用等については、監査役の請求に応じすみやかに支払う体制としております。

k その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の円滑な情報収集のため、会社の重要情報の事前または適時に報告する体制の整備を行っております。

l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことといたします。

実際の対応に当たっては、総務部を統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行うものとしております。

m 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っております。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っております。

b コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じております。

監査室及び法務・コンプライアンス室は、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

c 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っております。

定期的開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じております。

d 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けております。

常勤監査役及び監査室は、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っております。

内部監査及び監査役監査

当社は、内部統制部門として監査室を設置し、専任8名体制により、年間監査計画に基づいた内部監査を実施し、業務執行の適正化、効率化を図っております。

監査役は、原則として月1回開催される定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会に出席し、中立の立場から取締役の意思決定及び業務執行に対しての監査機能を働かせるとともに、重要な決裁書類の閲覧、内部統制に関わる状況などの監査を行い、監査の実効性を確保しております。

また、監査室の監査報告会に出席の他、内部監査報告書の閲覧や適時に意見・情報交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役及び社外監査役を含む監査役会における経営監視体制、監査室における内部管理体制の監視によりコーポレート・ガバナンス体制は十分に機能していると判断しております。

社外取締役は、前川明氏と今井博氏の2名であります。前川明氏は大手百貨店の取締役としての幅広い見識と豊富な経営経験を、今井博氏は大手百貨店アパレルの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を、当社の経営にいかしていただけるものと判断しております。

前川明氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、平成26年3月まで株式会社阪急阪神百貨店の取締役専務執行役員を務め、平成27年5月までエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の顧問を務めておりました。当社は同社の株主であります。また、株式会社阪急阪神百貨店は当社の得意先であります。株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と株式会社阪急阪神百貨店及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間に特別な利害関係はありません。

今井博氏は、当社と人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、平成20年3月まで株式会社オンワードホールディングスの取締役常務執行役員、平成27年5月まで同社の顧問を務め、現在は株式会社マインドウインドの常務取締役を務めております。また、株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドは当社の得意先であります。株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドとの間に特別な利害関係はありません。

社外監査役は、鷲野直久氏と末安堅二氏の2名であります。鷲野直久氏は公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な実務経験を、末安堅二氏は金融機関の経営者としての幅広い見識と豊富な経営経験を、経営陣から独立した立場で当社の監査体制にいかしていただけるものと判断しております。

鷲野直久氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

末安堅二氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、平成23年6月まで株式会社中京銀行の取締役会長を務め、平成25年6月まで同行の特別顧問を務めておりました。株式会社中京銀行は当社の株主であり、当社も同行の株主であります。また、当社は同行と取引金融機関として預金取引等を行っておりますが、これらの取引は通常の金融機関としての事業上の取引であり、株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と同行との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役2名と社外監査役2名は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	199	155	29	15	7	
監査役 (社外監査役を除く。)	21	19		1	2	
社外役員	22	22		0	4	

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 55銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3,188百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)しまむら	28,017	349	営業上の関係の維持・強化
三菱UFJリース(株)	600,000	292	投資設備に関する事業上の関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	589,440	286	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
イオン(株)	178,574	264	営業上の関係の維持・強化
(株)ソトー	245,000	243	素材開発に関する関係の維持・強化
(株)TSIホールディングス	248,343	180	営業上の関係の維持・強化
新東工業(株)	165,000	151	取引関係の維持・強化
(株)ワコールホールディングス	107,000	138	営業上の関係の維持・強化
東陽倉庫(株)	623,324	136	取引関係の維持・強化
(株)松屋	100,000	90	営業上の関係の維持・強化
ユニー・ファミリーマート ホールディングス(株)	100,894	73	同上
岡谷鋼機(株)	9,000	62	取引関係の維持・強化
富士精工(株)	201,000	60	同上
(株)御園座	170,000	57	文化活動への貢献
(株)大垣共立銀行	162,000	57	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)オンワードホールディングス	54,800	37	営業上の関係の維持・強化
(株)十六銀行	102,300	36	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)三井住友ファイナンシャルグループ	9,993	31	同上
東海染工(株)	252,000	30	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	56,000	19	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
日本毛織(株)	25,000	18	営業上の関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	53,100	17	取引関係の維持・強化
第一生命保険(株)	10,600	14	同上
(株)中京銀行	63,984	12	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
三共生興(株)	26,000	9	営業上の関係の維持・強化
(株)ドミー	12,000	6	同上
クラブウ(株)	30,000	5	同上
東洋紡(株)	30,000	4	同上
(株)エスライン	1,500	1	物流業務に関する関係の維持・強化

(注) (株)十六銀行以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)しまむら	28,017	407	営業上の関係の維持・強化
三菱UFJリース(株)	600,000	372	投資設備に関する事業上の関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	459,440	339	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)ソトー	245,000	284	素材開発に関する関係の維持・強化
イオン(株)	138,574	232	営業上の関係の維持・強化
東陽倉庫(株)	623,324	190	取引関係の維持・強化
新東工業(株)	165,000	170	同上
(株)TSIホールディングス	193,343	151	営業上の関係の維持・強化
(株)ワコールホールディングス	107,000	150	同上
(株)松屋	100,000	102	同上
(株)御園座	170,000	82	文化活動への貢献
岡谷鋼機(株)	9,000	72	取引関係の維持・強化
小松精練(株)	85,000	62	素材開発に関する関係の維持・強化
(株)大垣共立銀行	162,000	59	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
富士精工(株)	201,000	53	取引関係の維持・強化
(株)オンワードホールディングス	54,800	45	営業上の関係の維持・強化
(株)三井住友ファイナンシャルグループ	9,993	43	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)十六銀行	102,300	40	同上
東海染工(株)	252,000	37	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	5,600	23	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
第一生命保険(株)	10,600	22	取引関係の維持・強化
日本毛織(株)	25,000	22	営業上の関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,310	21	取引関係の維持・強化
(株)中京銀行	6,398	15	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
三共生興(株)	26,000	10	営業上の関係の維持・強化
クラボウ(株)	30,000	7	同上
(株)ドミー	12,000	6	同上
東洋紡(株)	30,000	5	同上
(株)エスライン	1,500	1	物流業務に関する関係の維持・強化

(注) (株)名古屋銀行以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全銘柄について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式以外の株式	621	666	10	36	

二 当事業年度中に、投資株式の保有目的を変更したもの
 純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
小松精練(株)	85,000	62

純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	13,923	95

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、渡辺眞吾氏、高橋浩彦氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他8名であります。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

ロ 中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	28,000		30,000	
連結子会社				
計	28,000		30,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)及び事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的情報を有する団体が主催する各種セミナーへの参加、並びに専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 3,350	3,447
受取手形及び売掛金	18,102	13,996
商品及び製品	5,138	3,501
仕掛品	27	39
原材料及び貯蔵品	31	36
繰延税金資産	841	274
その他	782	863
貸倒引当金	13	26
流動資産合計	28,261	22,131
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,601	4,573
減価償却累計額	2,050	2,179
建物及び構築物（純額）	2,551	2,393
機械装置及び運搬具	211	222
減価償却累計額	146	159
機械装置及び運搬具（純額）	65	62
工具、器具及び備品	1,812	1,879
減価償却累計額	380	412
工具、器具及び備品（純額）	1,432	1,466
土地	2 18,890	2 18,890
リース資産	83	83
減価償却累計額	83	83
リース資産（純額）	0	-
建設仮勘定	51	1
有形固定資産合計	22,990	22,813
無形固定資産		
投資その他の資産	567	1,331
投資有価証券	3,978	4,786
出資金	22	22
長期貸付金	54	49
長期差入保証金	1 813	1 809
保険積立金	114	116
繰延税金資産	64	55
その他	238	205
貸倒引当金	74	27
投資その他の資産合計	5,211	6,017
固定資産合計	28,769	30,163
資産合計	57,030	52,294

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 12,008	1 8,015
短期借入金	1,980	1,180
1年内返済予定の長期借入金	2,250	1,050
リース債務	8	2
未払金	2,637	1,937
未払法人税等	540	88
賞与引当金	118	105
返品調整引当金	34	25
店舗閉鎖損失引当金	52	-
繰延税金負債	1	0
その他	2,304	1,479
流動負債合計	21,934	13,883
固定負債		
長期借入金	1,075	2,525
リース債務	3	0
退職給付に係る負債	526	396
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	140	134
繰延税金負債	520	952
再評価に係る繰延税金負債	2 139	2 132
その他	1,171	334
固定負債合計	3,751	4,652
負債合計	25,686	18,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金	4,148	4,148
利益剰余金	24,404	24,705
自己株式	589	570
株主資本合計	31,585	31,905
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,093	1,528
繰延ヘッジ損益	1,691	82
土地再評価差額金	2 155	2 162
為替換算調整勘定	68	16
退職給付に係る調整累計額	75	7
その他の包括利益累計額合計	449	1,632
新株予約権	207	220
純資産合計	31,344	33,758
負債純資産合計	57,030	52,294

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
売上高	84,351	77,952
売上原価	1 67,791	1 63,553
売上総利益	16,559	14,399
返品調整引当金繰入額	4	9
差引売上総利益	16,563	14,408
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	3,445	3,168
広告宣伝費及び販売促進費	474	354
給料及び手当	4,617	4,467
賞与	561	573
株式報酬費用	31	29
福利厚生費	1,148	1,134
賞与引当金繰入額	112	100
退職給付費用	298	237
旅費及び交通費	671	641
通信費	373	369
賃借料	815	796
減価償却費	179	179
その他	1,321	1,254
販売費及び一般管理費合計	14,050	13,306
営業利益	2,513	1,101
営業外収益		
受取利息	31	23
受取配当金	76	79
寮費収入	31	29
助成金収入	53	53
その他	79	67
営業外収益合計	272	253
営業外費用		
支払利息	114	90
デリバティブ評価損	326	117
支払手数料	24	28
その他	38	29
営業外費用合計	504	265
経常利益	2,280	1,089
特別利益		
投資有価証券売却益	-	176
投資有価証券償還益	29	-
固定資産売却益	2 83	-
特別利益合計	112	176

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)	
特別損失				
固定資産除却損	3	12	3	7
減損損失	4	75	4	67
商品評価損		111		-
店舗閉鎖損失引当金繰入額		52		-
解決金		-		98
その他		10		14
特別損失合計		260		187
税金等調整前当期純利益		2,132		1,078
法人税、住民税及び事業税		968		348
法人税等調整額		198		53
法人税等合計		770		401
当期純利益		1,362		676
親会社株主に帰属する当期純利益		1,362		676

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
当期純利益	1,362	676
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	356	435
繰延ヘッジ損益	4,901	1,609
土地再評価差額金	14	6
為替換算調整勘定	31	52
退職給付に係る調整額	61	83
その他の包括利益合計	5,335	2,082
包括利益	3,973	2,758
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,973	2,758

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	23,414	588	30,597
当期変動額					
剰余金の配当			372		372
親会社株主に帰属する当期純利益			1,362		1,362
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			989	0	988
当期末残高	3,622	4,148	24,404	589	31,585

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,449	3,210	141	99	14	4,886	176	35,660
当期変動額								
剰余金の配当								372
親会社株主に帰属する当期純利益								1,362
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	356	4,901	14	31	61	5,335	31	5,304
当期変動額合計	356	4,901	14	31	61	5,335	31	4,315
当期末残高	1,093	1,691	155	68	75	449	207	31,344

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	24,404	589	31,585
当期変動額					
剰余金の配当			372		372
親会社株主に帰属する当期純利益			676		676
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			2	19	16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			300	18	319
当期末残高	3,622	4,148	24,705	570	31,905

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,093	1,691	155	68	75	449	207	31,344
当期変動額								
剰余金の配当								372
親会社株主に帰属する当期純利益								676
自己株式の取得								0
自己株式の処分								16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	435	1,609	6	52	83	2,082	12	2,094
当期変動額合計	435	1,609	6	52	83	2,082	12	2,414
当期末残高	1,528	82	162	16	7	1,632	220	33,758

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,132	1,078
減価償却費	352	335
減損損失	75	67
貸倒引当金の増減額(は減少)	28	34
賞与引当金の増減額(は減少)	5	12
返品調整引当金の増減額(は減少)	4	9
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	52	52
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	18	1
受取利息及び受取配当金	108	103
支払利息	114	90
デリバティブ評価損益(は益)	326	117
投資有価証券売却損益(は益)	-	176
投資有価証券償還損益(は益)	29	-
有形固定資産売却損益(は益)	83	-
有形固定資産除却損	12	7
売上債権の増減額(は増加)	25	4,096
たな卸資産の増減額(は増加)	196	1,619
仕入債務の増減額(は減少)	652	3,991
未払消費税等の増減額(は減少)	120	631
その他の資産の増減額(は増加)	161	96
その他の負債の増減額(は減少)	551	673
その他	38	26
小計	2,541	2,919
利息及び配当金の受取額	119	99
利息の支払額	112	85
法人税等の支払額	1,128	796
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,420	2,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	132	10
定期預金の払戻による収入	132	138
有形固定資産の取得による支出	938	181
有形固定資産の売却による収入	401	-
無形固定資産の取得による支出	486	818
投資有価証券の取得による支出	-	355
投資有価証券の売却による収入	-	260
投資有価証券の償還による収入	541	10
貸付けによる支出	68	2
貸付金の回収による収入	29	37
差入保証金の回収による収入	9	40
その他	38	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	550	941

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	240	800
長期借入れによる収入	1,625	2,500
長期借入金の返済による支出	2,125	2,250
配当金の支払額	373	372
自己株式の取得による支出	0	0
その他	26	8
財務活動によるキャッシュ・フロー	660	932
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	34
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	182	229
現金及び現金同等物の期首残高	3,035	3,217
現金及び現金同等物の期末残高	3,217	3,447

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵衛香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る財務諸表を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 製品・仕掛品・原材料

主として個別原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

タキヒヨー(株)は返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

タキヒヨー(株)は店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

役員退職慰労引当金

タキヒヨー(株)は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、平成19年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

ヘッジ方針

主として、当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成30年2月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
現金及び預金	10百万円	百万円
長期差入保証金	34百万円	40百万円
計	44百万円	40百万円

(前連結会計年度)

上記資産を買掛金10百万円の担保に供しております。

(当連結会計年度)

上記資産を買掛金14百万円の担保に供しております。

- 2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年2月28日

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	281百万円	276百万円

3 債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
債権流動化に伴う買戻義務	78百万円	57百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
	168百万円	192百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
建物及び構築物	62百万円	百万円
工具、器具及び備品	0百万円	百万円
土地	19百万円	百万円
ソフトウェア	0百万円	百万円
計	83百万円	百万円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
建物及び構築物	9百万円	6百万円
機械装置	百万円	0百万円
工具、器具及び備品	3百万円	0百万円
計	12百万円	7百万円

4 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県	店舗	器具備品	0
		建物	1
東京都	店舗	器具備品	8
		建物	16
		長期前払費用	4
大阪府	店舗	器具備品	1
		建物	0
北海道	店舗	器具備品	1
		建物	2
埼玉県	店舗	器具備品	0
		建物	1
神奈川県	店舗	器具備品	4
		建物	7
京都府	店舗	器具備品	3
		建物	9
兵庫県	店舗	器具備品	0
		建物	0
岡山県	店舗	器具備品	0
		建物	1
徳島県	店舗	器具備品	0
		建物	2
愛媛県	店舗	器具備品	0
		建物	2
合計			75

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。なお、遊休資産及び賃貸資産については各物件を資産グループとしております。

「BERARDI」ブランドの想定していた収益が見込めなくなったことにより休止の決断をいたしました。これをふまえ、帳簿価額全額の75百万円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度(自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県	店舗	器具備品	2
		建物	4
東京都	店舗	器具備品	3
		建物	16
大阪府	店舗	器具備品	2
		建物	10
千葉県	店舗	器具備品	1
		建物	8
		長期前払費用	0
埼玉県	店舗	器具備品	2
		建物	11
兵庫県	店舗	器具備品	1
		建物	0
合計			67

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。なお、遊休資産及び賃貸資産については各物件を資産グループとしております。

当初想定していた収益が見込めなくなった店舗につきましては、帳簿価額を減額し、当該減少額67百万円を減損損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	426百万円	375百万円
組替調整額	29百万円	176百万円
税効果調整前	455百万円	551百万円
税効果額	99百万円	116百万円
その他有価証券評価差額金	356百万円	435百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	7,489百万円	2,401百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	7,489百万円	2,401百万円
税効果額	2,587百万円	792百万円
繰延ヘッジ損益	4,901百万円	1,609百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	百万円	百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	百万円	百万円
税効果額	14百万円	6百万円
土地再評価差額金	14百万円	6百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	31百万円	52百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	31百万円	52百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	31百万円	52百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	114百万円	85百万円
組替調整額	19百万円	42百万円
税効果調整前	94百万円	128百万円
税効果額	33百万円	44百万円
退職給付に係る調整額	61百万円	83百万円
その他の包括利益合計	5,335百万円	2,082百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月 29日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	48,000,000			48,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	1,404,808	1,952		1,406,760

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加1,952株は、単元未満株式の買取りによる増加1,952株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権					207

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 5月20日 定時株主総会	普通株式	186	4.00	平成27年 2月28日	平成27年 5月21日
平成27年 9月28日 取締役会	普通株式	186	4.00	平成27年 8月31日	平成27年10月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	4.00	平成28年 2月29日	平成28年 5月26日

当連結会計年度(自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	48,000,000			48,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	1,406,760	1,105	46,000	1,361,865

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加1,105株は、単元未満株式の買取りによる増加1,105株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少46,000株は、ストック・オプションの行使による減少46,000株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権					220

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	186	4.00	平成28年2月29日	平成28年5月26日
平成28年9月30日 取締役会	普通株式	186	4.00	平成28年8月31日	平成28年10月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	4.00	平成29年2月28日	平成29年5月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金勘定	3,350百万円	3,447百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	132百万円	百万円
現金及び現金同等物	3,217百万円	3,447百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
1年内	720	702
1年超	5,259	4,581
合計	5,980	5,284

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 受取手形及び売掛金	18,102	18,102	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,800	3,800	
資産計	21,902	21,902	
(1) 支払手形及び買掛金	12,008	12,008	
(2) 短期借入金	1,980	1,980	
(3) 長期借入金	3,325	3,324	0
負債計	17,313	17,312	0
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されていないもの	(326)	(326)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,519)	(2,519)	
デリバティブ取引計	(2,846)	(2,846)	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 受取手形及び売掛金	13,996	13,996	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,618	4,618	
資産計	18,614	18,614	
(1) 支払手形及び買掛金	8,015	8,015	
(2) 短期借入金	1,180	1,180	
(3) 長期借入金	3,575	3,576	1
負債計	12,770	12,771	1
デリバティブ取引(*)	(563)	(563)	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成28年2月29日	平成29年2月28日
その他有価証券		
非上場株式	153	153
その他	25	15

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期ある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	18,102			
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券				
社債	10	15		
その他		100		
その他				311
合計	18,112	115		311

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	13,996			
投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
債券				
社債	10	5	464	
その他		100		
その他				358
合計	14,006	105	464	358

(注4)長期借入金、リース債務及び長期未払金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,980					
長期借入金	2,250	450	450	100	75	
リース債務	8	2	0			
長期未払金	2	1				
合計	4,241	453	450	100	75	

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,180					
長期借入金	1,050	1,050	750	725		
リース債務	2	0				
長期未払金	1					
合計	2,233	1,050	750	725		

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,059	1,549	1,510
債券			
その他	100	94	6
その他	293	206	87
小計	3,454	1,849	1,604
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	228	283	54
債券			
その他	99	100	0
その他	17	19	2
小計	345	403	57
合計	3,800	2,252	1,547

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度における減損処理額は0百万円であります。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,528	1,540	1,988
債券			
その他	415	398	16
その他	340	206	134
小計	4,284	2,145	2,139
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	216	254	37
債券			
その他	98	100	1
その他	18	19	1
小計	333	373	40
合計	4,618	2,519	2,099

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当するものはありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
株式	260	176	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

	種類	契約額(百万円)	契約額のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	9,394	8,290	326	326
	合計	9,394	8,290	326	326

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当するものはありません。

(2) 金利関連

該当するものはありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル ユーロ	買掛金 買掛金	52,735 324	9,898	2,501 18
	為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル 買建 米ドル ユーロ	売掛金 買掛金 買掛金	43 890 34	(注2)
	合計		54,029	9,898	2,519

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	356		9
	買建 米ドル	買掛金	28,435		573
	ユーロ	買掛金	177		0
	英ポンド	買掛金	1		0
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	0		(注2)
	米ドル	売掛金	55		
	買建 米ドル	買掛金	989		
	ユーロ	買掛金	41		
	合計		30,056		563

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当するものはありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度(前払退職金との選択制)を設けております。

国内連結子会社のうちティー・エル・シー(株)、ティー・エフ・シー(株)、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザは中小企業退職金共済制度を設けております。

また、当社及び国内の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入していましたが、同基金は平成27年11月27日付にて厚生労働大臣より基金解散が認可され、同日付で解散いたしました。なお、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、同基金については確定拠出制度と同様に会計処理しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成29年2月28日 至 平成30年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,639	1,649	1,649	1,649
勤務費用	96	94	94	94
利息費用	16	16	16	16
数理計算上の差異の発生額	9	13	13	13
退職給付の支払額	92	36	36	36
退職給付債務の期末残高	1,649	1,710	1,710	1,710

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成29年2月28日 至 平成30年2月28日)
年金資産の期首残高	1,359	1,279	1,279	1,279
期待運用収益	27	25	25	25
数理計算上の差異の発生額	123	71	71	71
事業主からの拠出額	109	113	113	113
退職給付の支払額	92	36	36	36
年金資産の期末残高	1,279	1,453	1,453	1,453

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	(自 平成29年2月28日 至 平成30年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	170	155	155	155
退職給付費用	3	5	5	5
退職給付の支払額	18	21	21	21
退職給付に係る負債の期末残高	155	139	139	139

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	1,805	1,850
年金資産	1,279	1,453
	526	396
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	526	396
退職給付に係る負債	526	396
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	526	396

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
勤務費用	96	94
利息費用	16	16
期待運用収益	27	25
数理計算上の差異の費用処理額	9	13
過去勤務費用の費用処理額	29	29
簡便法で計算した退職給付費用	3	5
確定給付制度に係る退職給付費用	108	133

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
過去勤務費用	29	29
数理計算上の差異	123	99
合計	94	128

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
未認識過去勤務費用	43	14
未認識数理計算上の差異	74	25
合計	117	10

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (平成29年 2月28日)
債権	21.2%	22.1%
株式	44.4%	44.7%
現金及び預金	9.9%	9.6%
一般勘定	21.4%	20.5%
その他	3.1%	3.1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度154百万円であり、当連結会計年度の要拠出額はありません。

なお、当該厚生年金基金は平成27年11月27日付にて厚生労働大臣より基金解散が認可され、同日付で解散しております。当連結会計年度末現在、清算手続中ではありますが、解散に伴う損失負担は発生しない見込みであります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	(百万円)
	前連結会計年度 平成27年 3月31日現在
年金資産の額	47,161
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	55,114
差引額	7,952

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 13.3% (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(前連結会計年度 5,569百万円)、繰越不足金(前連結会計年度 2,383百万円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は元利均等償却であり、前連結会計年度での残余償却年数は基本部分が3年10ヶ月、加算部分が4年10ヶ月であります。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

また、当連結会計年度につきましては、上記のとおり解散済みであることから、記載を省略しております。

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度44百万円、当連結会計年度105百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	31百万円	29百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社取締役 4名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 27,000株	普通株式 64,000株	普通株式 53,000株	普通株式 47,000株
付与日	平成19年6月22日	平成20年6月20日	平成21年6月19日	平成22年6月18日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	平成19年6月23日から平成39年6月22日まで(注)4、5	平成20年6月21日から平成40年6月20日まで(注)4、6	平成21年6月20日から平成41年6月19日まで(注)4、7	平成22年6月19日から平成42年6月18日まで(注)4、8

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 1名	当社取締役 6名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 73,000株	普通株式 61,000株	普通株式 3,000株	普通株式 71,000株
付与日	平成23年6月17日	平成24年6月22日	平成25年6月21日	平成25年6月21日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	平成23年6月18日から平成43年6月17日まで(注)4、9	平成24年6月23日から平成44年6月22日まで(注)4、10	平成25年6月22日から平成32年6月21日まで(注)3	平成25年6月22日から平成45年6月21日まで(注)4、11

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 73,000株	普通株式 69,000株	普通株式 81,000株
付与日	平成26年6月20日	平成27年6月19日	平成28年6月17日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし
権利行使期間	平成26年6月21日から平成46年6月20日まで(注)4、12	平成27年6月20日から平成47年6月19日まで(注)4、13	平成28年6月18日から平成48年6月17日まで(注)4、14

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、平成29年2月28日現在の人数、株式数を記載しております。
 3. 権利行使期間において、当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。
 4. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
 5. 平成38年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成38年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 6. 平成39年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成39年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 7. 平成40年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成40年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
 8. 平成41年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成41年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

9. 平成42年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成42年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 平成43年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成43年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 平成44年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成44年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 平成45年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成45年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 平成46年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成46年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 平成47年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成47年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計 年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計 年度末	27,000	64,000	53,000	47,000
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	27,000	64,000	53,000	47,000

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計 年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計 年度末	87,000	68,000	3,000	79,000
権利確定				
権利行使	14,000	7,000		8,000
失効				
未行使残	73,000	61,000	3,000	71,000

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計 年度末			
付与			81,000
失効			
権利確定			81,000
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計 年度末	82,000	77,000	
権利確定			81,000
権利行使	9,000	8,000	
失効			
未行使残	73,000	69,000	81,000

単価情報

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正 な評価単価(円)	472	255	415	329

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	433	433		433
付与日における公正 な評価単価(円)	346	340	398	352

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	433	433	
付与日における公正 な評価単価(円)	341	405	360

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2016年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	タキヒヨー(株)2016年取締役 新株予約権Bプラン
株価変動性 (注) 1	24.91%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	8円
無リスク利率 (注) 4	0.207%

- (注) 1. Bプランは過去10年間の月次ベースの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間の中間点において行使されるものとして算定しております。
3. 平成28年2月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
返品調整引当金	11百万円	7百万円
賞与引当金	37百万円	30百万円
店舗閉鎖損失引当金	17百万円	百万円
未払事業税及び 未払地方法人特別税	39百万円	6百万円
退職給付に係る負債	175百万円	123百万円
役員退職慰労引当金	56百万円	53百万円
貸倒引当金	26百万円	16百万円
繰越欠損金	92百万円	96百万円
未実現利益	5百万円	1百万円
会員権評価損	12百万円	10百万円
有価証券評価損	179百万円	148百万円
減損損失	56百万円	51百万円
繰延ヘッジ損益	828百万円	43百万円
その他	277百万円	297百万円
繰延税金資産小計	1,816百万円	888百万円
評価性引当額	427百万円	406百万円
繰延税金資産合計	1,389百万円	481百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	529百万円	498百万円
資産除去債務	16百万円	17百万円
その他有価証券評価差額金	454百万円	570百万円
繰延ヘッジ損益	百万円	6百万円
その他	4百万円	10百万円
繰延税金負債合計	1,005百万円	1,104百万円
繰延税金資産純額(は負債)	384百万円	622百万円

(前連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が44百万円あり、評価性引当額を44百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が139百万円あります。

(当連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が132百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	%	2.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	%	0.5%
住民税均等割等	%	3.0%
評価性引当額の増減	%	0.8%
税率変更による影響額	%	0.2%
連結子会社との税率差異	%	0.9%
その他	%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	%	37.2%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年3月1日から平成31年2月28日までのものは30.7%、平成31年3月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金及び退職給付に係る調整額の金額はそれぞれ26百万円、29百万円、6百万円、0百万円増加し、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）、再評価に係る繰延税金負債及び繰延ヘッジ損益の金額はそれぞれ33百万円、6百万円、1百万円減少しております。また、法人税等調整額（借方）は5百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として事務所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
期首残高	130百万円	156百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9百万円	6百万円
見積りの変更による増加額	15百万円	百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	百万円	30百万円
期末残高	156百万円	134百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用マンション、オフィスビル及び土地等を有しております。

なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	15,466
		期中増減額	188
		期末残高	15,655
	期末時価	22,513	25,427
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,058
		期中増減額	20
		期末残高	4,037
	期末時価	4,204	4,752

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(577百万円)であり、主な減少額は売却による減少(314百万円)、減価償却費(73百万円)であります。当連結会計年度の減少額は減価償却費(66百万円)であります。

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費(22百万円)であります。当連結会計年度の減少額は減価償却費(20百万円)であります。

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
賃貸等不動産	賃貸収益	708	713
	賃貸費用	208	198
	差額	500	514
	その他損益	82	
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	95	110
	賃貸費用	38	34
	差額	56	76
	その他損益	0	

(注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。

なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれておりません。

2. 前連結会計年度のその他損益は、固定資産売却益、固定資産除却損であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社を中心にアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売を主たる事業とし、その他に、当社及び子会社1社において不動産等の賃貸事業を行っており、各事業単位について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成され、「アパレル・テキスタイル関連事業」及び「賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アパレル・テキスタイル関連事業」は、レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウエア、テキスタイル等の企画・製造・販売をしております。

「賃貸事業」は、不動産の賃貸管理、事務機器等のリースをしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に変更しております。

この変更により、当連結会計年度のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	78,964	806	79,771	4,579	84,351		84,351
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	99	101	25	126	126	
計	78,966	906	79,873	4,604	84,478	126	84,351
セグメント利益 又は損失()	1,971	540	2,512	7	2,505	7	2,513
セグメント資産	38,210	18,022	56,232	1,574	57,806	775	57,030
その他の項目							
減価償却費	170	164	335	17	352		352
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	766	620	1,387	71	1,459		1,459

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成品販売事業等を含んでおります。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額 775百万円には、セグメント間消去 1,312百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産536百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。

4. セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去等7百万円であります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	72,377	823	73,200	4,752	77,952		77,952
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	99	99	39	138	138	
計	72,377	922	73,299	4,792	78,091	138	77,952
セグメント利益	457	590	1,047	47	1,095	5	1,101
セグメント資産	32,794	17,930	50,724	1,802	52,527	232	52,294
その他の項目							
減価償却費	161	147	309	25	335		335
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	912	21	934	69	1,003		1,003

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成品販売事業等を含んでおります。
2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。
3. セグメント資産の調整額 232百万円には、セグメント間消去 1,120百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産888百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。
4. セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去等5百万円であります。
5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	24,926	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	24,925	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

「アパレル・テキスタイル関連事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失75百万円を計上しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

「アパレル・テキスタイル関連事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失67百万円を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
1株当たり純資産額	668円26銭	1株当たり純資産額	719円11銭
1株当たり当期純利益	29円24銭	1株当たり当期純利益	14円51銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	28円89銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	14円33銭

(注) 1. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	31,344	33,758
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	207	220
(うち新株予約権)	(207)	(220)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	31,136	33,538
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	46,593	46,638

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,362	676
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,362	676
普通株式の期中平均株式数(千株)	46,594	46,635
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	562	596
(うち新株予約権)(千株)	(562)	(596)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(重要な後発事象)

1. 固定資産の譲渡について

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、固定資産の売却について決議し、同日付で契約締結し、平成29年4月11日に譲渡いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用を図るため、当社が所有する不動産の譲渡を行うものであります。

(2) 譲渡資産の内容

資産の名称	TH銀座ビル
所在地	東京都港区新橋一丁目7番1号
土地面積	498.62㎡
譲渡益	41億円
現況	東京支店及び賃貸店舗・賃貸事務所

注) 1. 譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る諸費用を控除した概算額になります。

2. 譲渡価額、帳簿価額等については、譲渡先との守秘義務契約に基づき、開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先については、譲渡先との守秘義務契約により開示は控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者へ該当する状況はありません。

(4) 日程

取締役会決議	平成29年3月31日
契約締結日	平成29年3月31日
物件引渡日	平成29年4月11日

(5) 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴う固定資産譲渡益41億円につきましては、平成30年2月期の連結財務諸表において特別利益に計上する予定であります。

2. 株式併合及び単元株式数の変更

当社は平成29年4月17日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年5月24日開催の第106期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

株式併合する株式の種類

普通株式

株式併合の方法・比率

平成29年9月1日付で、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年2月28日現在）	48,000,000
株式併合により減少する株式数	38,400,000
株式併合後の発行済株式総数	9,600,000

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（3）効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済み株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年9月1日をもって、株式併合割合（5分の1）に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

	変更前	変更後（平成29年9月1日付）
発行可能株式総数	120,000,000株	24,000,000株

（4）単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（5）株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月17日
株主総会決議日	平成29年5月24日
株式併合及び単元株式数の変更	平成29年9月1日（予定）

（ご参考）上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更予定日は平成29年9月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年8月29日となります。

（6）1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）	当連結会計年度 （自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）
1株当たり純資産額	3,341.29円	3,595.56円
1株当たり当期純利益金額	146.19円	72.55円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	144.45円	71.64円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,980	1,180	0.25	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,250	1,050	0.36	
1年以内に返済予定のリース債務	8	2	1.94	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,075	2,525	0.32	平成31年2月28日～ 平成33年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3	0	0.83	平成30年3月1日～ 平成30年7月23日
其他有利子負債 輸入ユーザンス手形	8,651	4,449	1.92	
其他有利子負債 長期未払金	1			
合計	13,969	9,207		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 輸入ユーザンス手形は連結貸借対照表上、支払手形及び買掛金に含めて表示しております。
3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以 内 (百万円)	2年超3年以 内 (百万円)	3年超4年以 内 (百万円)	4年超5年以 内 (百万円)
長期借入金	1,050	750	725	
リース債務	0			

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	21,126	38,408	60,860	77,952
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	840	619	1,538	1,078
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	574	411	1,014	676
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.32	8.83	21.75	14.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額() (円)	12.32	3.48	12.92	7.24

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 2月29日)	当事業年度 (平成29年 2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,280	2,249
受取手形	1,123	1,330
売掛金	² 15,925	² 11,586
商品	5,009	3,338
前渡金	187	255
前払費用	134	130
繰延税金資産	799	264
その他	358	354
貸倒引当金	11	24
流動資産合計	25,809	19,484
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,505	1,363
構築物	36	30
機械及び装置	16	16
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1,254	1,323
土地	18,095	18,095
リース資産	39	25
建設仮勘定	51	1
有形固定資産合計	21,001	20,856
無形固定資産		
借地権	10	10
商標権	6	-
ソフトウェア	25	1,273
リース資産	5	0
その他	493	18
無形固定資産合計	541	1,302
投資その他の資産		
投資有価証券	3,933	4,742
関係会社株式	1,216	1,216
出資金	22	22
長期貸付金	54	49
長期滞留債権	35	6
長期前払費用	27	30
長期差入保証金	717	701
保険積立金	114	116
その他	126	126
貸倒引当金	44	6
投資その他の資産合計	6,204	7,006
固定資産合計	27,747	29,164
資産合計	53,557	48,649

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
外貨支払手形	8,651	4,449
買掛金	2 2,875	2 3,024
短期借入金	2 2,863	2 2,217
1年内返済予定の長期借入金	2 2,400	1,050
リース債務	2 14	2 8
未払金	2 2,690	2 1,985
未払法人税等	485	9
賞与引当金	93	80
返品調整引当金	34	25
店舗閉鎖損失引当金	52	-
その他	2,183	1,429
流動負債合計	22,343	14,279
固定負債		
長期借入金	1,075	2,525
リース債務	2 16	2 7
退職給付引当金	252	267
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	89	85
繰延税金負債	523	904
再評価に係る繰延税金負債	139	132
その他	1,133	291
固定負債合計	3,406	4,390
負債合計	25,750	18,670
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金		
資本準備金	4,148	4,148
資本剰余金合計	4,148	4,148
利益剰余金		
利益準備金	806	806
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1 1,040	1 1,060
別途積立金	15,500	15,500
繰越利益剰余金	3,477	3,584
その他利益剰余金合計	20,017	20,144
利益剰余金合計	20,823	20,950
自己株式	589	570
株主資本合計	28,005	28,151
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,101	1,535
繰延ヘッジ損益	1,662	91
土地再評価差額金	155	162
評価・換算差額等合計	405	1,607
新株予約権	207	220
純資産合計	27,807	29,979
負債純資産合計	53,557	48,649

【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
売上高	1 78,488	1 72,011
売上原価	1, 2 62,707	1, 2 58,372
売上総利益	15,780	13,638
返品調整引当金繰入額	4	9
差引売上総利益	15,784	13,647
販売費及び一般管理費	1, 3 13,549	1, 3 12,823
営業利益	2,235	824
営業外収益		
受取利息及び配当金	88	96
助成金収入	53	53
その他	1 81	1 69
営業外収益合計	222	219
営業外費用		
支払利息	1 122	1 96
デリバティブ評価損	326	117
その他	71	51
営業外費用合計	521	265
経常利益	1,936	777
特別利益		
投資有価証券売却益	-	175
投資有価証券償還益	29	-
特別利益合計	29	175
特別損失		
固定資産除却損	12	3
減損損失	75	67
商品評価損	111	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	52	-
解決金	-	98
その他	10	-
特別損失合計	260	169
税引前当期純利益	1,705	783
法人税、住民税及び事業税	862	256
法人税等調整額	226	24
法人税等合計	635	280
当期純利益	1,070	502

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	993	15,500	2,826	20,126
当期変動額								
剰余金の配当							372	372
当期純利益							1,070	1,070
自己株式の取得								
固定資産圧縮積立金の積立					50		50	
固定資産圧縮積立金の取崩					3		3	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					46		650	697
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,040	15,500	3,477	20,823

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	588	27,308	1,433	3,203	141	4,779	176	32,264
当期変動額								
剰余金の配当		372						372
当期純利益		1,070						1,070
自己株式の取得	0	0						0
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮積立金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			332	4,866	14	5,184	31	5,153
当期変動額合計	0	696	332	4,866	14	5,184	31	4,457
当期末残高	589	28,005	1,101	1,662	155	405	207	27,807

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,040	15,500	3,477	20,823
当期変動額								
剰余金の配当							372	372
当期純利益							502	502
自己株式の取得								
自己株式の処分							2	2
固定資産圧縮積立金の積立					24		24	
固定資産圧縮積立金の取崩					3		3	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					20		106	127
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,060	15,500	3,584	20,950

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	589	28,005	1,101	1,662	155	405	207	27,807
当期変動額								
剰余金の配当		372						372
当期純利益		502						502
自己株式の取得	0	0						0
自己株式の処分	19	16						16
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮積立金の取崩								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			434	1,571	6	2,013	12	2,026
当期変動額合計	18	145	434	1,571	6	2,013	12	2,172
当期末残高	570	28,151	1,535	91	162	1,607	220	29,979

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、平成19年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 固定資産圧縮積立金

租税特別措置法に基づくものであります。

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
短期金銭債権	2百万円	2百万円
短期金銭債務	1,372百万円	1,348百万円
長期金銭債務	15百万円	7百万円

3 債権流動化に伴う買戻義務

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
債権流動化に伴う買戻義務	78百万円	57百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	20百万円	19百万円
仕入高等	2,040百万円	1,852百万円
営業取引以外の取引高	17百万円	14百万円

2 (前事業年度)

売上原価には外注費477百万円、商標権使用料1,525百万円を含んでおります。

(当事業年度)

売上原価には外注費574百万円、商標権使用料1,666百万円を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
運賃諸掛	4,320百万円	4,016百万円
給料及び手当	3,544百万円	3,362百万円
賞与引当金繰入額	93百万円	80百万円
退職給付費用	263百万円	217百万円
減価償却費	168百万円	146百万円

おおよその割合

販売費	82.4%	81.1%
一般管理費	17.6%	18.9%

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年2月29日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成29年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
返品調整引当金	11百万円	7百万円
賞与引当金	30百万円	24百万円
店舗閉鎖損失引当金	17百万円	百万円
未払事業税及び 未払地方法人特別税	36百万円	2百万円
退職給付引当金	81百万円	82百万円
役員退職慰労引当金	56百万円	53百万円
貸倒引当金	15百万円	9百万円
有価証券評価損	179百万円	148百万円
減損損失	56百万円	51百万円
繰延ヘッジ損益	814百万円	40百万円
その他	258百万円	275百万円
計	1,558百万円	696百万円
評価性引当額	321百万円	288百万円
繰延税金資産 合計	1,236百万円	407百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	491百万円	465百万円
資産除去債務	15百万円	11百万円
その他有価証券評価差額金	453百万円	570百万円
繰延税金負債 合計	960百万円	1,047百万円
繰延税金資産純額(は負債)	275百万円	640百万円

(前事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が44百万円あり、評価性引当額を44百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が139百万円あります。

(当事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が132百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.9%	3.5%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.7%	0.7%
住民税均等割	1.3%	3.8%
評価性引当額の増減	0.0%	2.7%
税率変更による影響額	0.8%	0.5%
その他	0.2%	0.4%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	37.3%	35.8%

3 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年3月1日から平成31年2月28日までのものは30.7%、平成31年3月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。その結果、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金及び土地再評価差額金の金額はそれぞれ24百万円、29百万円、6百万円増加し、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）、再評価に係る繰延税金負債及び繰延ヘッジ損益の金額はそれぞれ35百万円、6百万円、1百万円減少しております。また、法人税等調整額（借方）は7百万円減少しております。

(重要な後発事象)

1. 固定資産の譲渡について

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、固定資産の売却について決議し、同日付で契約締結し、平成29年4月11日に譲渡いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用を図るため、当社が所有する不動産の譲渡を行うものであります。

(2) 譲渡資産の内容

資産の名称	T H銀座ビル
所在地	東京都港区新橋一丁目7番1号
土地面積	498.62㎡
譲渡益	41億円
現況	東京支店及び賃貸店舗・賃貸事務所

注) 1. 譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る諸費用を控除した概算額になります。

2. 譲渡価額、帳簿価額等については、譲渡先との守秘義務契約に基づき、開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先については、譲渡先との守秘義務契約により開示は控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先の間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者へ該当する状況はありません。

(4) 日程

取締役会決議	平成29年3月31日
契約締結日	平成29年3月31日
物件引渡日	平成29年4月11日

(5) 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴う固定資産譲渡益41億円につきましては、平成30年2月期の個別財務諸表において特別利益に計上する予定であります。

2. 株式併合及び単元株式数の変更

当社は平成29年4月17日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年5月24日開催の第106期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

株式併合する株式の種類

普通株式

株式併合の方法・比率

平成29年9月1日付で、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年2月28日現在）	48,000,000
株式併合により減少する株式数	38,400,000
株式併合後の発行済株式総数	9,600,000

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（3）効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済み株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年9月1日をもって、株式併合割合（5分の1）に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

	変更前	変更後（平成29年9月1日付）
発行可能株式総数	120,000,000株	24,000,000株

（4）単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（5）株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月17日
株主総会決議日	平成29年5月24日
株式併合及び単元株式数の変更	平成29年9月1日（予定）

（ご参考）上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更予定日は平成29年9月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年8月29日となります。

（6）1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 （自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）	当事業年度 （自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）
1株当たり純資産額	2,961.77円	3,190.41円
1株当たり当期純利益金額	114.83円	53.91円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	113.46円	53.23円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	2,888	5	78 (52)	91	2,815	1,451
構築物	116			5	116	86
機械及び装置	58	2		3	61	45
車両運搬具	7			0	7	7
工具、器具及び備品	1,447	108	54 (14)	24	1,501	177
土地	18,095 〔295〕				18,095 〔295〕	
リース資産	176			14	176	151
建設仮勘定	51	1	51		1	
有形固定資産計	22,842	116	183 (66)	140	22,775	1,918
無形固定資産						
借地権	10				10	
商標権	161			6	161	161
ソフトウェア	64	1,278		31	1,343	70
リース資産	47			5	47	47
その他	493		474	0	19	0
無形固定資産計	777	1,278	474	43	1,582	279
長期前払費用	52	9	14 (0)	6	46	16

- (注) 1. 当期減少額欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 土地の当期首残高及び当期末残高の〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。
3. 当期償却額の内訳は次のとおりであります。

区分	勘定科目	金額(百万円)
売上原価	賃貸原価	41
販管費及び一般管理費	減価償却費	148
営業外費用	その他(不動産賃貸費用)	0

4. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	55	30	55	30
賞与引当金	93	80	93	80
返品調整引当金	34	25	34	25
店舗閉鎖損失引当金	52		52	
役員退職慰労引当金	176			176

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.takihyo.co.jp
株主に対する特典	(1) 2月末日現在及び8月31日現在の1,000株以上所有の株主に対し、それぞれ当社事業に関する商品等を贈呈 (2) 2月末日現在の1,000株以上所有の株主に対し、抽選で10名に50万円相当の旅行券を贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------|--|------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第105期) | 自 平成27年3月1日
至 平成28年2月29日 | 平成28年5月27日
東海財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第105期) | 自 平成27年3月1日
至 平成28年2月29日 | 平成28年5月27日
東海財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告
書及び確認
書 | 第106期
第1四半期 | 自 平成28年3月1日
至 平成28年5月31日 | 平成28年7月4日
東海財務局長に提出。 |
| | 第106期
第2四半期 | 自 平成28年6月1日
至 平成28年8月31日 | 平成28年10月5日
東海財務局長に提出。 |
| | 第106期
第3四半期 | 自 平成28年9月1日
至 平成28年11月30日 | 平成29年1月11日
東海財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2(株主総会における議決権行使の
結果)の規定に基づく臨時報告書 | | 平成28年5月30日
東海財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

平成29年 5月26日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 眞 吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タキヒヨー株式会社の平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、タキヒヨー株式会社が平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

平成29年 5月26日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 眞 吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社の平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。